

生活保護における住宅扶助基準の改定について

生活保護の基準は、社会保障審議会生活保護基準部会における検証を踏まえて国が定めています。平成 25 年 8 月から 27 年度にかけて、この検証結果を踏まえた生活扶助基準の見直しが段階的に行われています。今回、平成 27 年 7 月 1 日から、次のとおり住宅扶助基準の改定が行なわれることになりました。

1 改定内容（平成 27 年 7 月 1 日から）

(1) 住宅扶助の概要

被保護世帯の家賃について、都道府県、政令市、中核市ごとに上限額が定められており、その範囲内で実額を支給しています。

(2) 主な改定内容と考え方

ア 住宅扶助上限額の適正化

家賃実態と、近年の家賃物価の動向(全国平均▲2.1%)等を反映し、次のとおりとなりました。

【横浜市の一般基準上限額】

単位：円

現行	1 人	2～6 人			7 人以上
	53,700	69,800			83,800
改定後	1 人	2 人	3～5 人	6 人	7 人以上
	52,000	62,000	68,000	73,000	81,000

《参考：特別基準の適用について》

車椅子を使用しているために特に広い居室が必要である場合や、高齢者で転居が困難な場合、また地域に一般基準では賃貸出来ない実態がある場合に、基準額を一定の額まで引き上げることが、福祉事務所（福祉保健センター）や自治体の判断で認めることができます。

なお、横浜市では中区寿地区などの簡易宿泊所について、平成 4 年から特別基準を適用しています。

【横浜市の特別基準上限額】

単位：円

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上
現行	69,800	69,800					83,800
改定後	68,000	73,000	78,000	83,000	88,000		94,000

イ 床面積別の住宅扶助上限額の新設

より適切な住環境を備えた住宅へ誘導するため、床面積に応じて上限額を減額する仕組みが導入されました。

【横浜市の床面積別基準上限額】

単位：円

	11 m ² ～15 m ²	7 m ² ～10 m ²	6 m ² 以下
金額	47,000	42,000	36,000

※居室の他に台所、浴槽、トイレのいずれの設備も建物内にある場合には、面積に 8.5 m²を加える。

※床面積別上限額は、転居できないやむを得ない事情がある場合等には、適用を除外し、一般基準を適用できる。（対象は平成 27 年 7 月 1 日以降新たに生活保護を受ける世帯含む）

(3) 基準改定によって住宅扶助減額の対象となる世帯数

約 **22,000 世帯** / 約 48,000 世帯（平成 27 年 4 月現在の住宅扶助受給世帯数）

※これらの世帯は、現行の家賃が新基準を上回ることになるため、原則として転居支援の対象となります。

2 経過措置

国は、住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、次の経過措置を設けることとしています。

- (1) 住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予する
- (2) 住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は、転居費用を支給する
- (3) 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の額を適用する

3 本市の対応

(1) 基本方針

基準の円滑な移行のため、対象となる約 22,000 世帯に対して転居支援や経過措置の適用など必要な支援をていねいに行います。

(2) 寿地区簡易宿泊所への対応

平成 4 年から中区寿地区内などの簡易宿泊所については、特別基準（現在 69,800 円）を適用してきました。今回の改定で新たに床面積別基準を導入した国の考えを踏まえ、特別基準の適用についても見直す方向で現在、国及び現場と調整中です。

簡易宿泊所は、5 m²程度の部屋が多いため、床面積別基準を適用すると大幅な扶助費の減額が生じるため、居住者が行き場を失うなどといった生活上の支障が生じないように、約 6,000 の対象世帯に対して転居支援や経過措置の適用などの支援をきめ細かに行う方向で検討を進めてまいります。